

民事法上の論点について

2024年7月22日

経済産業省 環境経済室

想定される主要な民事法上の論点

- 排出量取引制度では、対象事業者及び非対象事業者（例えば、金融機関等）の間で排出枠が取引されることが想定されるところ、そこでの民事法上の取扱い、取引に関する規律等を踏まえ制度設計することが重要である。
- そこで、今回は、主に以下の論点を中心にご議論いただきたい。

1. 排出枠の民事法上の性質

- 排出枠における民事法上の取扱いを考える上では、まず、排出枠の民事法上の性質をどのようなものとして整理すべきか問題となる。
- この点、我が国では、「特殊な財産権」と過去になされた整理があるところ、どのように考えるべきか。また、制度設計にあたって、どこまでを決めておく必要があるか。

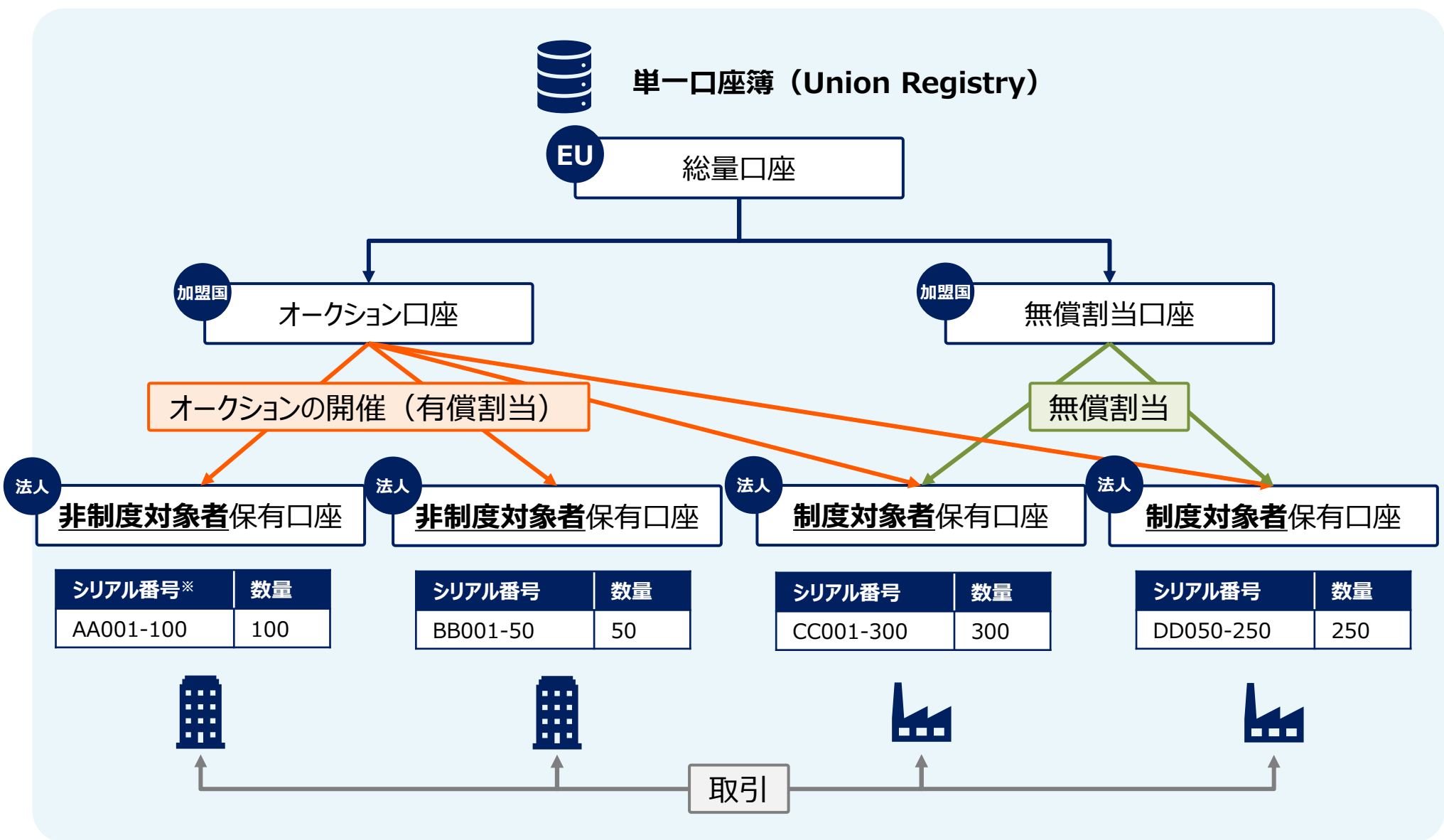
2. 排出枠の取引に関する規律

- 排出枠の帰属は、口座簿上の記録により定まるものとすることが想定されるところ、その取引に関する規律はどうのように考えるべきか。
- 例えば、権利帰属、効力発生要件、保有の推定、善意取得に係る規定が、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）で J C M クレジットに関し、定められているが、排出枠については、どのように考えるべきか。他に配慮すべき点があるか。

3. 既存の法令への排出枠の適用

- その他、既存の法令、例えば、民法、民事執行法、破産法等の関係で排出枠はどのように適用されるか。
- 他に制度設計において配慮すべき点はあるか。

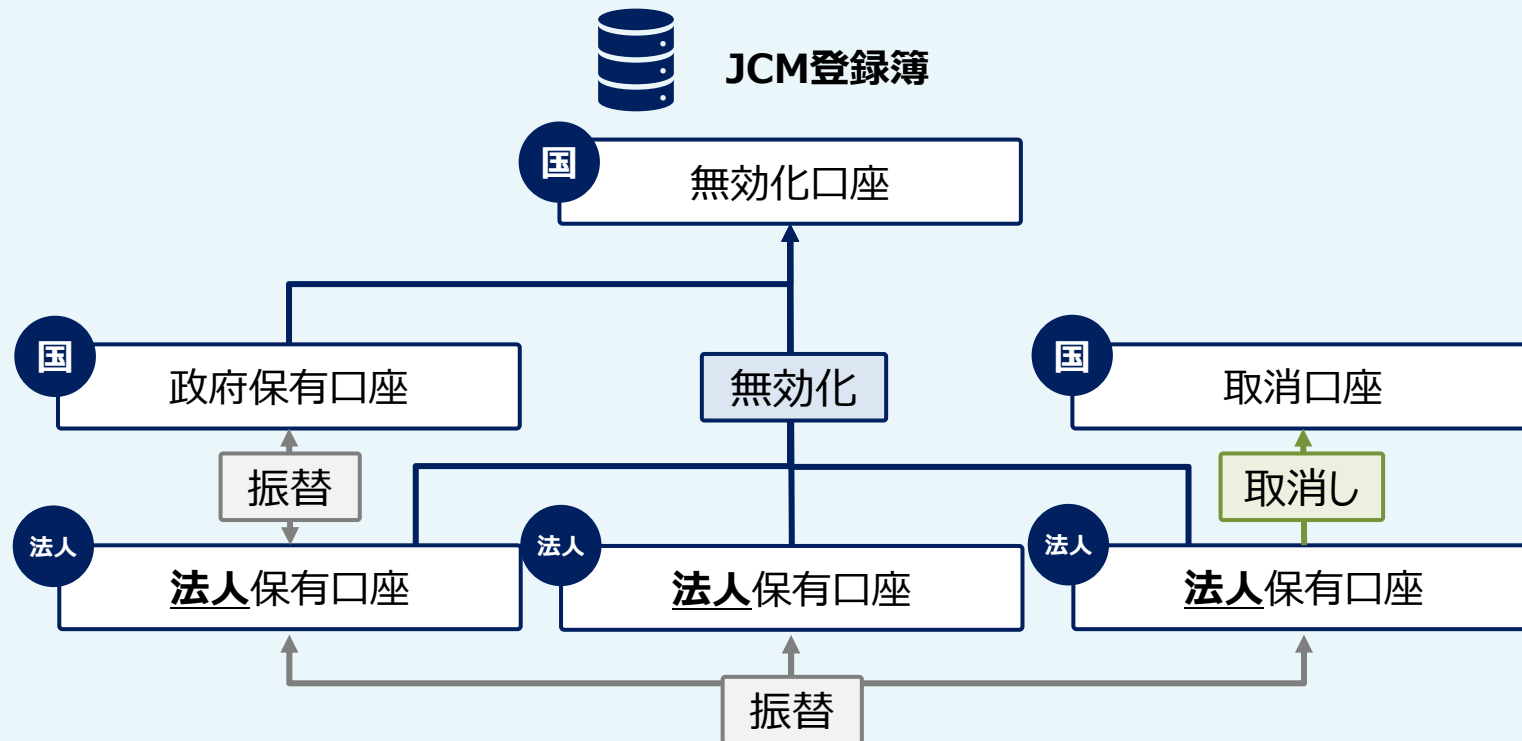
【参考】EU-ETSにおける排出枠の管理、移転のイメージ



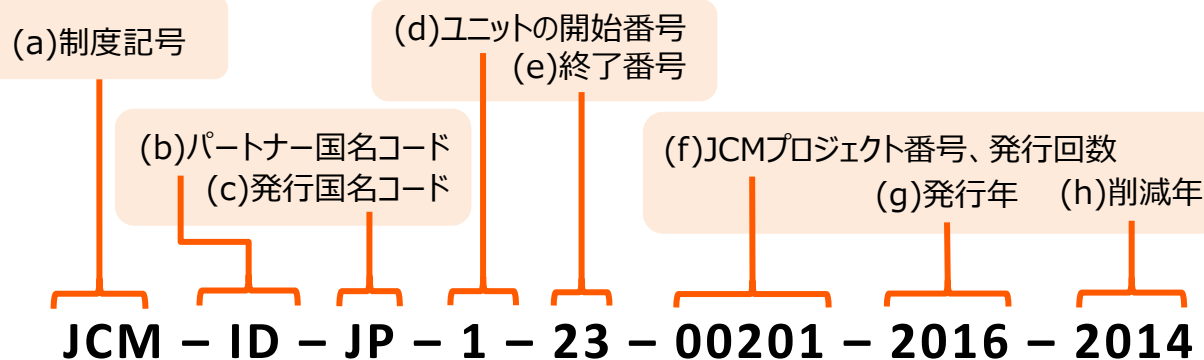
※ EU-ETSでは、排出枠1t毎にシリアル番号を付すことになっているが、具体的な付番方法は、非公開であるためイメージとして記載（COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2019/1122） §37. 2）。

【参考】温対法に基づく国際協力排出削減量（JCMクレジット）の管理、移転のイメージ

JCM登録簿のイメージ



JCMクレジットの管理のイメージ



シリアルナンバー

<JCMウェブサイトでの公開例>

Project : ID002 Project of Introducing High Efficiency Refrigerator to a Food Industry Cold Storage in Indonesia	
General	Issuance
Monitoring period	02 Feb 15 - 31 Jul 15
Monitoring report(PDF)	Monitoring report(PDF)
	Verification report
	SDIR
	Issued
	- Date of JC decision on notification: 12 May 16 - Total amount of credits to be issued: 29
Issuance request state	(Indonesia)
	-Notified amount of credits to be issued: 6
	-Issued amount of credits and serial number: 6, JCM-ID-002-03-01-ID-0000001 - JCM-ID-002-03-01-ID-0000006
	-Date of Issuance: 12 May 16
	(Japan)
	-Notified amount of credits to be issued: 23
	-Issued amount of credits and serial number: 23, JCM-ID-JP-1-23-00201
	-Date of Issuance: 12 May 16

(出典) <https://www.jcm.go.jp/id-jp/projects/2#1/issuance>

【再掲：参考】Jークレジット制度の概要

- Jークレジット制度は、日本国内の排出削減・吸収の取組についてクレジット認証を行う制度で、法律に基づかず、実施要綱により、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- クレジットをインセンティブとして省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、国内の資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進する。



クレジット認証の考え方

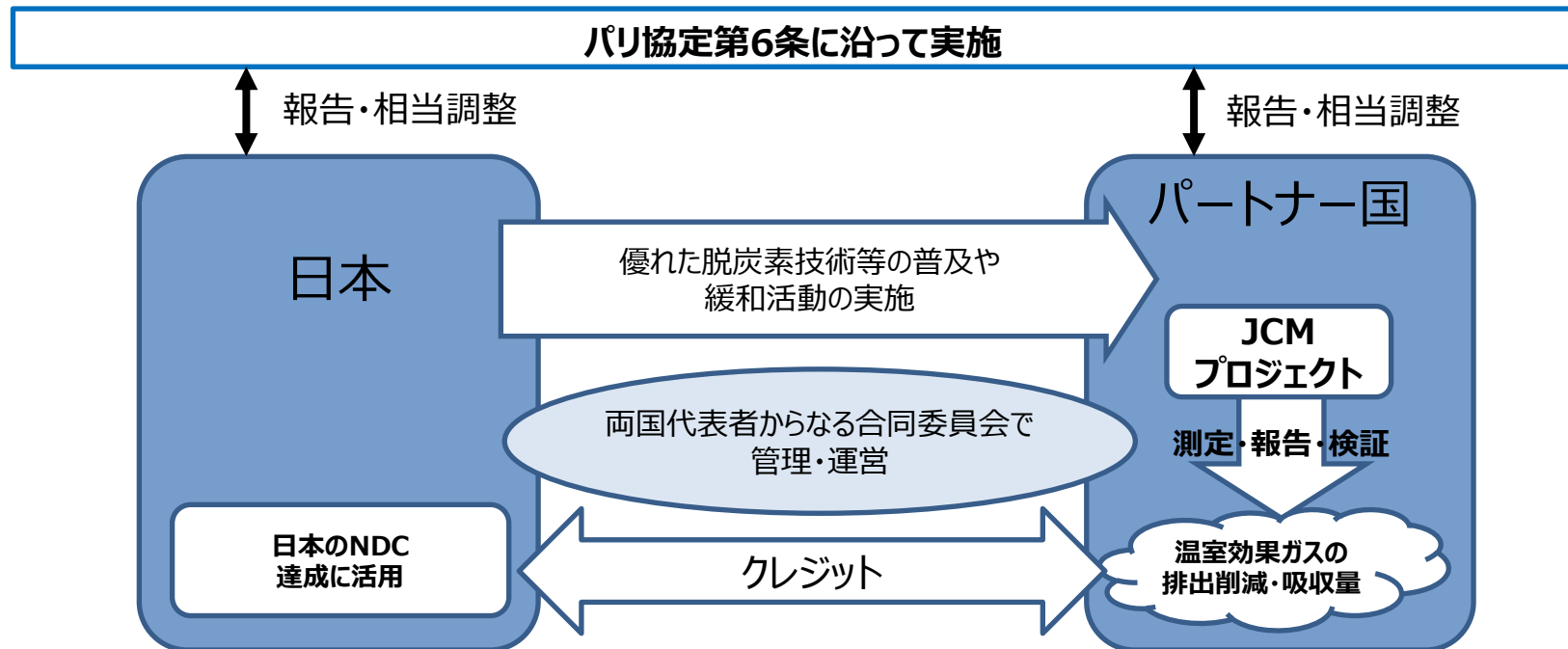


ベースライン アンド クレジット

ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の想定CO₂排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「Jークレジット」として認証

【再掲：参考】JCMクレジット制度の概要

- 日本企業による投資を通じて、優れた脱炭素技術やインフラ等の普及を促進し、パートナー国の温室効果ガス（GHG）排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献する。
- パートナー国での温室効果ガス（GHG）排出削減又は吸収への日本の貢献を定量的に評価し、クレジットを獲得する。
- 両国のNDCの達成に貢献するとともに、相当調整によりダブルカウントの回避を図る。
- パリ協定第6条2の協力的アプローチに関するガイダンスと整合的にJCMを実施する。



1. 排出枠の民法上の性質

- 過去、環境省における「国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会」において、排出量取引制度による「排出枠」について法的な整理が試みられた。ここでは、「排出枠」を「特殊な財産権」と整理している。
- 上記結論は、制度上に位置付けられた権利かつ、譲渡性を認めれば足りることを前提にしているが、本研究会においても、排出枠の償却など排出枠からの利益を保有者が排他的に享受できるという利益享受可能性と排出枠を第三者に移転することで、移転を受けた第三者は同様の利益を享受できるという処分可能性から、引き続き「特殊な財産権」と位置付けることのみで足りるのではないか。
- なお、京都議定書に基づく京都クレジットについては、「動産類似のもの」と整理されているが、本質的には「特殊な財産権」との位置付けと変わらないか。

我が国での従前の整理

整理	整理の対象	理由
特殊な財産権	環境省「国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会」（平成24年3月） 排出量取引制度における <u>排出枠</u>	・ 温対法（当時）で京都クレジットの譲渡要件等が規定されており、国内排出量取引制度の排出枠と共通の法理が妥当する場面も多い。 ・ 償却義務を履行できること、民間事業者間の売買が可能であることさえ認めれば十分であり、過度に財産権性を強調すべきでない。 ・ 償却義務を履行でき、それを他人に譲渡できることを内容とする民法上の「特殊な財産権」を有すると整理すれば足りる。
【参考】 動産類似のもの	環境省、経済産業省「京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会」（平成18年1月） 京都議定書に基づく <u>京都クレジット</u> （AAU, RMU, CER, ERU※）	・ 京都クレジットの法的性質は、本来、京都議定書をはじめとする条約の解釈問題であり、我が国における法的規律と国際的な議論が矛盾する結果となることは避ける必要がある。とすれば、国際的な調和の観点からは、現時点においては、動産類似のものと整理することで足りる。

※ Assigned Amount Unit (AAU)：割当量 京都議定書第3条7に基づき、温室効果ガスの排出削減義務を負う国(気候変動に関する国際連合枠組条約の附属書I締約国)に対し、基準年排出量と削減目標から算定され割り当てられ、当該国が発行するもの

※ Removal Unit (RMU)：除去単位 京都議定書第3条3及び4に基づき、各附属書I締約国が、新規植林、再植林、及び吸収源に関連した純吸収量から算定し、発行するもの

※ Certified Emission Reduction (CER)：認証排出削減量 京都議定書第12条3(b)に基づき、低排出型の開発の制度(グリーン開発メカニズム)による事業活動により発行されるもの。当該制度の活用により削減された温室効果ガスの排出量又は増加した除去量が気候変動枠組条約事務局のCDM理事会で認証されることにより発行される。

※ Emission Reduction Unit (ERU)：排出削減単位 京都議定書第6条1に基づき、同条で規定する事業(共同実施事業)により発行されるものである。共同実施事業のホスト国である附属書I締約国が、当該国の有するAAU又はRMUを変換することで発行されるもの

【参考】諸外国での整理

- E Uでは、排出枠の性質を加盟国の判断に委ねており、統一的な見解はない。
- 欧州委員会は、「定義の欠如が（排出枠の）法的確実性（legal certainty）に大きな影響を与えるとは考えられていない」、と言及している。

諸外国における考え方

制度	措置の内容	
	排出枠の定義	排出枠の民法上の性質
E U – E T S	“allowance” means an allowance to emit one tonne of carbon dioxide equivalent during a specified period, which shall be valid only for the purposes of meeting the requirements of this Directive and shall be transferable in accordance with the provisions of this Directive (Directive 2003/87/EC (ETS指令) §3(a))	E U加盟国で統一的な見解はない（※）が、各加盟国では、以下のような性質が示されている。 フランス：無体財産（“Biens meubles”） 英国（加盟国時）：裁判例において無体財産 “intangible property” と示したものがある（Armstrong DLW GmbH v Winnington Network Ltd [2012] EWHC 10.）。
K – E T S	「排出権」とは、温室効果ガスを排出する許容量とする（排出権取引法第2条第3号）	裁判例では、排出枠ではないものの「温室効果ガス削減実績」が付加価値税法施行令に定める「財産的価値のある権利」として財貨に該当するとするものがあり参考になる（大法院2018・4・12宣告2017ドゥ65524）。

※ 法的性質を定めたものではないが、EUにおける第二次金融商品市場指令“MiFID II”では、全加盟国に排出枠を「金融商品」「financial instruments」と定義することを義務付けている。
（出所）EU-ETSにつき、European Commission “Legal nature of EU ETS allowances”を参照。

2. 排出枠の取引に関する規律①（想定される規定）

- 排出枠の帰属は、口座簿上の記録により定まるものとすることが想定されるところ、その取引に関する規律はどのように考えるべきか。
- 権利帰属、効力発生要件、保有の推定、善意取得（以下「取引に関する規律」という。）が温対法上、JCMクレジットに関し規定されているが、排出枠についても、同様の規定をおくことが考えられるのではないか。

JCMクレジット（国際協力排出削減量）に関する温対法（令和8年1月1日施行時点）上の規定

（国際協力排出削減量の帰属）

第四十八条

国際協力排出削減量の帰属は、この章の規定による国際協力排出削減量口座簿の記録により定まるものとする。

（国際協力排出削減量の譲渡の効力発生要件）

第五十三条

国際協力排出削減量の譲渡は、前条の規定に基づく振替により、譲受人がその口座に当該譲渡に係る国際協力排出削減量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

（保有の推定）

第五十六条

政府は、その政府保有口座における記録がされた国際協力排出削減量を適法に保有するものと推定する。

2 前項の規定は、法人等保有口座名義人について準用する。

この場合において、同項中「政府保有口座」とあるのは、「法人等保有口座」と読み替えるものとする。

（善意取得）

第五十七条

第五十二条の規定に基づく振替によりその口座において国際協力排出削減量の増加の記録を受けた政府又は法人等保有口座名義人は、当該国際協力排出削減量を取得する。

ただし、政府又は法人等保有口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

2. 排出枠の取引に関する規律②（事例I）

- 以下の事案において、9 頁における取引に関する規律を措置することを前提に制度設計上、留意が必要と考えられる以下の論点につきどのように考えるべきか。
- 以下の論点以外に制度設計上、検討・措置すべきものはあるか。

論点（1）

AがA B間における①の契約を取り消した場合、C（悪意）は保護されず、D（善意）が保護されと考えられる（民法第96条第3項）。このように一般的な民法の規律に委ねることであるか。

④ AがA B間の①
売買を詐欺取消し

② 200tを①の契約に基づ
きAからBに移転し振替

権利：80t

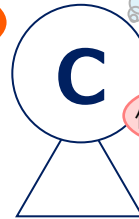


③ 200tをBから、C、Dに
それぞれ譲渡し振替

80t

記録：80t

悪意（or善意・有過失）



償却義務：40



120t

権利：120t
記録：120t



償却義務：60

善意・無過失

償却：40

償却：60



論点（3）

③の後に、AがA B間における①の契約を取り消した後、CDが償却義務を履行した場合、その償却はどのように考えられるか。

⑤ C、Dがそれぞれ償却
義務を履行

① A B間で200tの売買契
約（Bの詐欺によりAの
意思表示がなされた）

論点（2）

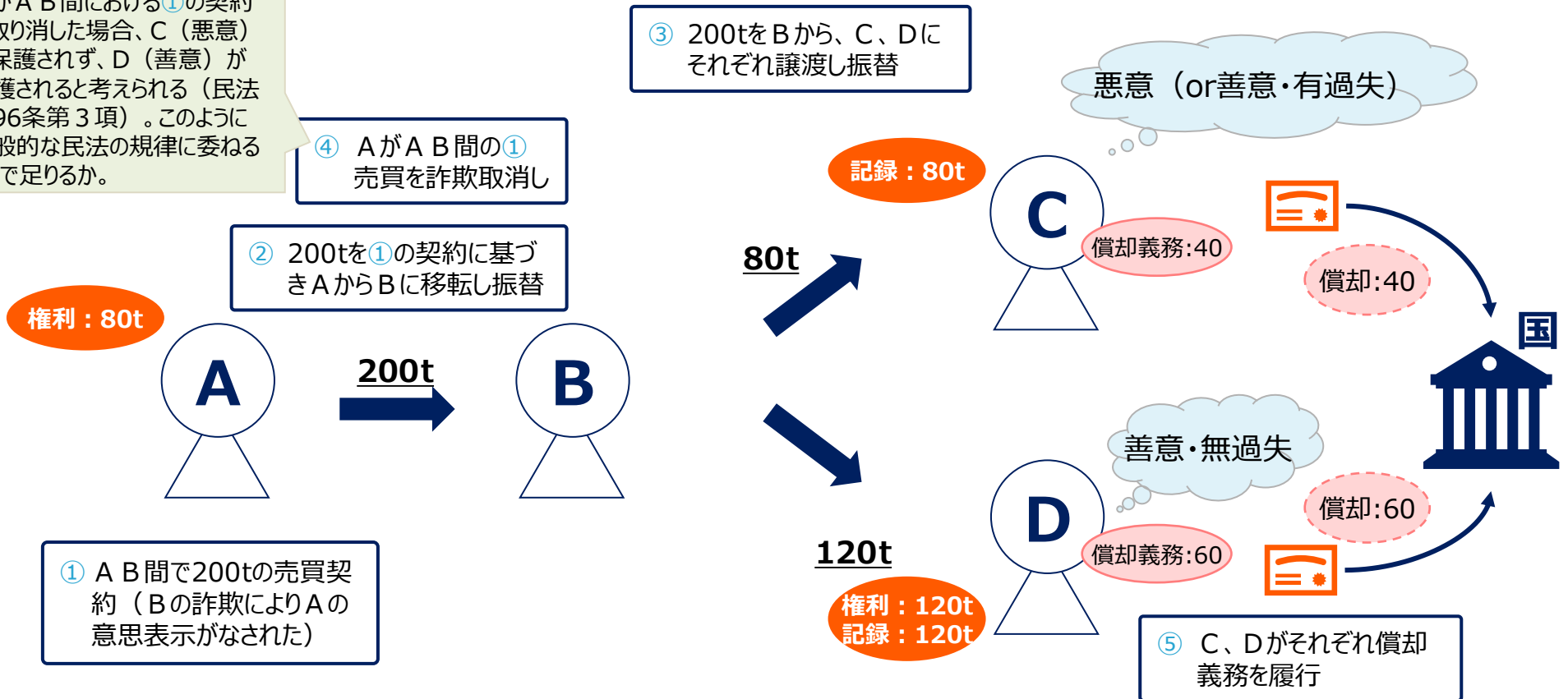
③の後に、AがA B間における①の契約を取り消した場合、AがCに対して排出枠を自己の口座へ戻すことを請求することが考えられるが、その請求の法的根拠は何か？また、AがCにかかる請求を行い得ることについて法文上明確にすべきか。

2. 排出枠の取引に関する規律③（事例I）：論点（1）

- 論点（1）について、Cは悪意であり、保護されない一方、Dは善意・無過失であり、民法第96条第3項によって保護され得る。
- このように一般的な民法の規律に委ねることで足りるか。それとも、動的安全保護を更に確保する観点から、Dを保護するため、主観的要件を緩和することで無重過失の者を保護すべきか。

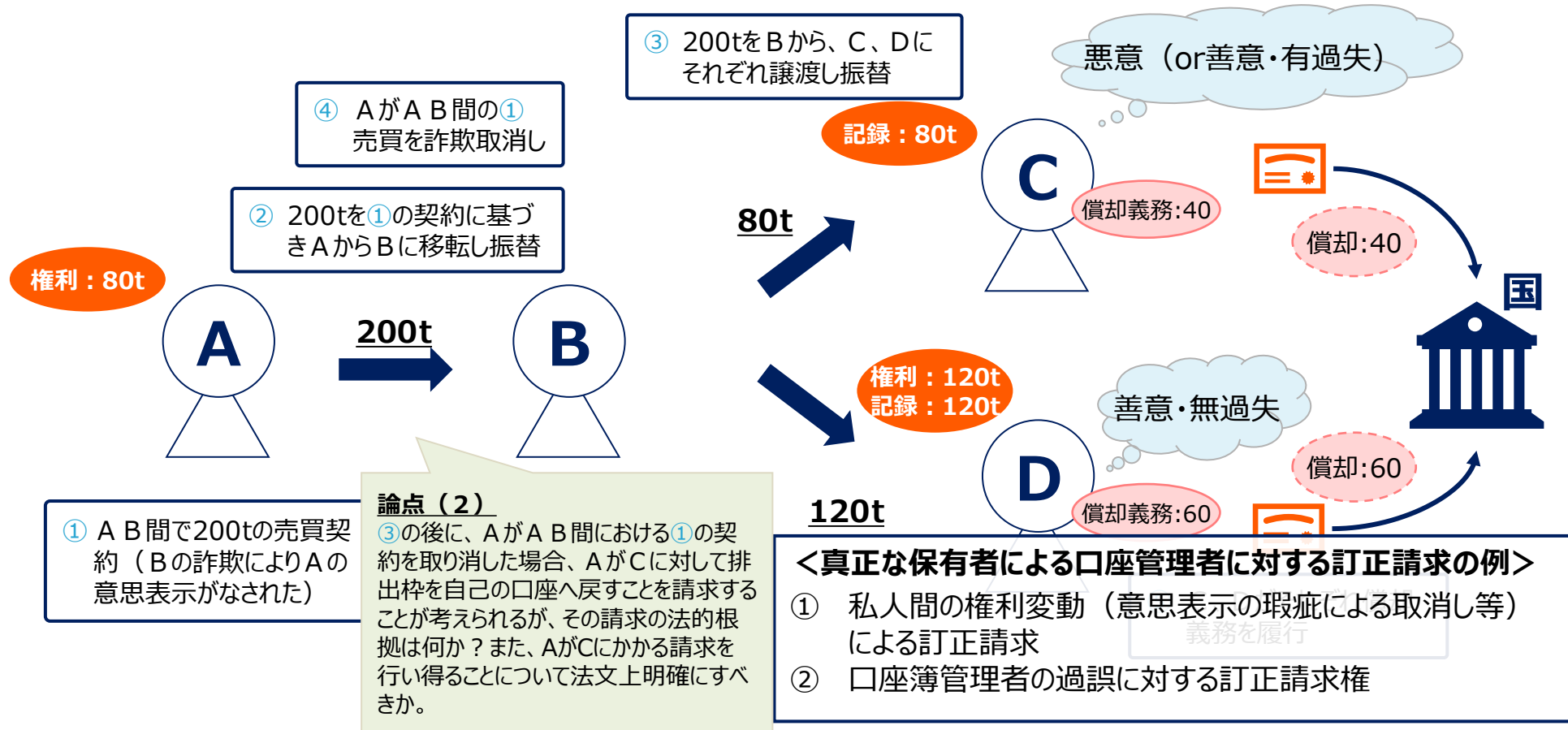
論点（1）

AがA B間における①の契約を取り消した場合、C（悪意）は保護されず、D（善意）が保護されと考えられる（民法第96条第3項）。このように一般的な民法の規律に委ねることで足りるか。



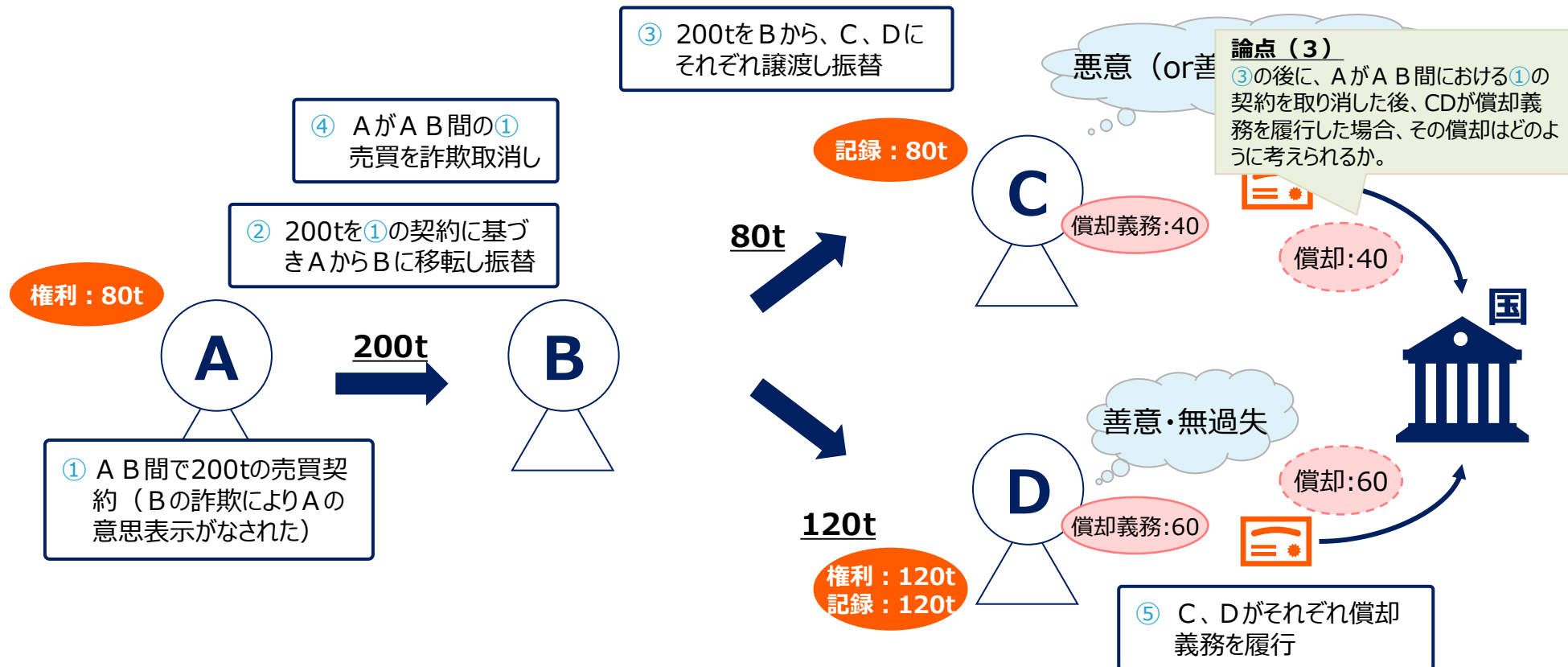
2. 排出枠の取引に関する規律④（事例I）：論点（2）

- 論点（2）について、A B間売買の取消しにより、真正の保有者となったAは、Cの口座に記録されている排出枠をAの口座へ戻すことを請求することが考えられる。この場合、その法的根拠はどのように考えるべきか。例えば、排出枠は「物」ではないものの、物権的返還請求権に関する考え方を類推することや不当利得返還請求権により請求すること、口座記録を準占有として捉えるなどにより返還請求をすることが可能か。また、AがCにかかる請求を行い得ることについて法文上明確にすべきか。
- 真正な保有者Aによる口座簿管理者（国）に対する誤記録の訂正請求を認めるべきか。



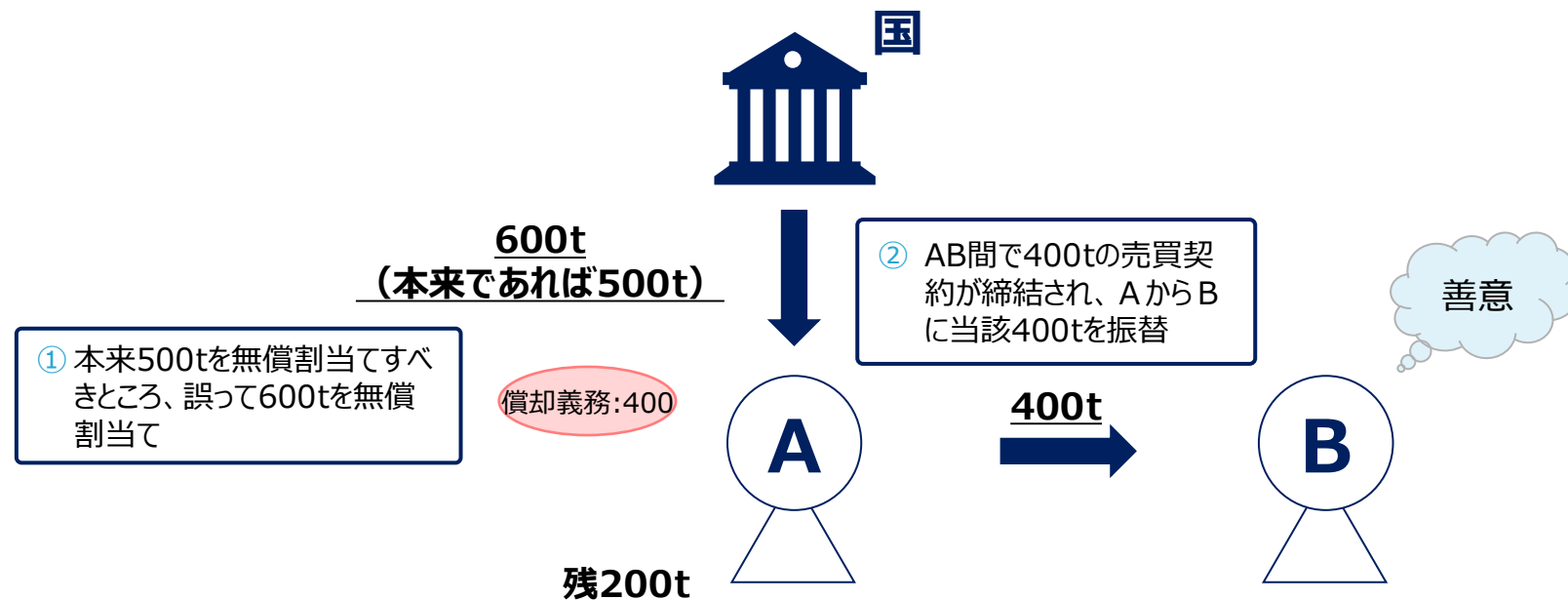
2. 排出枠の取引に関する規律⑤（事例I）：論点（3）

- 論点（3）について、A B間売買の取消しの遡及効により、Cは排出枠の権利を取得できず、Cの償却も無効とも考えられる。したがって、このような真正な保有者からの償却でないことが判明した時点で、行政庁が償却を無効とし、当該排出枠を真正な保有者の口座へ振り替えることも考えられる。
- 他方で、行政庁が、誰が真正な保有者であるかにつき判断することが難しいことや排出枠の償却義務は毎年一定の期日までに履行する必要があるところ、真正な保有者について紛争が生じている場合は、解決に時間を要することから、行政庁は、償却について、償却した者が真正な保有者であることの確認を要せず、一度償却されたものを覆すことができないとすることも考え方としてあり得るが、どのように考えるべきか。



2. 排出枠の取引に関する規律⑥（事例II）：論点（4）

- 論点（4）について、行政庁が無償割当の量を誤って過剰に割り当てた場合、当該無償割当を取り消すことが考えられる。取り消した場合、9頁における取引に関する規律を措置することを前提に、排出枠はどのように処理されるべきか。
- AとBとの関係では、一度割り当てられた排出枠に対する信頼を保護するため、その取引に影響を与えるべきではないと考えられる（なお、Bが悪意の場合にどのように考えるべきかは論点）。他方、行政庁とAとの関係では、誤って割り当てた排出枠と同量の排出枠について取消しを行う等何らかの措置が必要ではないか。
- 例えば、行政庁が排出枠を職権で取消し、Bには取消しの効力を及ぼさず、Aに同量の排出枠の返還請求をすることや、一度割り当てられた排出枠を有効なものとして制度上扱い、Aに対して同量の排出枠の取消義務（排出枠を国に提出させ、当該排出枠を今後使用できないこととすること）を負わせるということも考えられるか。



3. 既存の法令への排出枠の適用

- その他既存の法令（例えば、民法、民事執行法、破産法）で、排出枠はどのように適用されるか。
- 制度設計において配慮すべき点はあるか。

考えられる論点

■ 民法（物権）に関する事項

質権は、財産権を目的とすることができることから、排出枠も質権の対象となるか。質権を認める場合、口座簿において、質入口座のような設定・対抗要件具備制度を設ける必要があるか。

温対法は、質権を明文をもって禁止しているが、これは、京都クレジットについて、国際的な議論の成熟を待つ必要があり、我が国だけが質権設定を認めるわけにはいかないという理由によるものと整理したことが原因と考えられる。

他方で、排出枠は、我が国のみで完結するものであり、また、排出枠に対して、譲渡担保の設定は可能とも考えられるところ、上記京都クレジットにおける理由が必ずしも排出枠に当てはまらないことから、質権を禁止しないという方向で設計を進めることも考えられるのではないか。

■ 民事執行法に関する事項

排出枠は、排出量取引制度における償却義務の履行を目的とする財産権であり、償却義務を確実に履行させるためには、排出枠の差押えを禁止するということも考えられるが、現行の民事執行法の考え方と整合的か。

差押禁止としない場合、民事執行法第167条第1項（その他の財産権に対する強制執行）により、債権執行の例によることと想定されるが、この場合、配慮すべき点はあるか。例えば、差押命令により、債務者に対する移転や償却等の処分制限に関する規定、口座簿上で処分制限を受けていることを識別できることとする等の配慮が必要か。

■ 破産法に関する事項

排出枠は、排出量取引制度における償却義務の履行を目的とする財産権であり、償却義務を確実に履行させるためには、破産管財人による排出枠の譲渡、その他の処分を一律に禁止するということも考えられるが、現行の破産法の考え方と整合的か。

もっとも、破産管財人による排出枠の処分が可能だったとしても、破産管財人には、善管注意義務が課されることから、償却義務の履行が期待できるのではないか。

【参考】コミットメントリザーブ

- 排出量取引制度における償却義務の確実な履行のためには、民事執行法や破産法で一律に排出枠につき差押えや破産管財人による処分を禁止する方法以外でも、コミットメントリザーブの仕組みを導入することも考えられる。
- コミットメントリザーブとは、排出枠の割当てを受けた者が、償却義務量を履行する前に、排出枠を過剰に売却することによって、十分な排出枠を償却できないこととなることを防止するため、対象事業者に対して、償却義務を履行するまで一定量の排出枠を自己の口座に保有することを義務づける仕組みである。
- なお、コミットメントリザーブは理論上、制度対象者による取引を制限することから、市場の流動性確保の観点にも留意して議論する必要がある。

コミットメントリザーブを設定している例

J V E T S※第7期実施ルール

■ 目標保有参加者タイプAの場合：

制度本来の目的である排出削減実施事業者における温室効果ガスの削減を確実に進めるため、排出削減実施事業者（タイプA）は、2012年4月以降に排出枠が交付された以降、償却達成前までの間、常に、「初期割当量－償却済排出枠量－2012年度の排出削減予測量」分の排出枠を自己の保有口座に保有しなければならない。なお償却達成後はコミットメントリザーブ量は解除される。

■ 目標保有参加者タイプBの場合

制度本来の目的である排出削減実施事業者における温室効果ガスの削減を確実に進めるため、排出削減実施事業者（タイプB）は、2012年4月以降に排出枠が交付された以降、償却達成前までの間、常に、（初期割当量の90%分）－償却済排出枠量の排出枠を自己の保有口座に保有しなければならない。なお償却達成後はコミットメントリザーブ量は解除される。

※ J V E T Sとは、平成17年度から平成25年11月までに環境省により実施された自主参加型国内排出量取引制度であり、CO₂排出抑制設備（省エネ、エネルギー転換など）への補助金交付を受け、一定量の排出削減を約束した排出削減実施事業者（タイプA）、補助金なしで排出削減を約束（基準年度排出量と比べ少なくとも1%以上）した排出削減実施事業者（タイプB）を対象としていた。